

## それ、食品衛生法の対象です！

3D プリンターで製作された食器などを販売する場合には  
食品衛生法に適合している必要があります。

3D プリンターはいろいろなものを手軽に個人で製作できるツールとして人気がありますね。

当然、食器やおもちゃも一つから作ることができますが、  
3D プリンターで使用されている材料は合成樹脂に該当します。



例えば、

オリジナルキャラクターを先にくっつけた箸  
ちょっと変わった形のお皿、  
オリジナルキャラクターのクッキーの型

そういったものを**製作したので販売したい、ノベルティとして配布したい**…。

上記のようなアイテムはすべて「合成樹脂製の器具・容器包装」に該当し、  
不特定多数の方のお手元に渡ることがある場合は食品衛生法に適合している  
必要があります。

販売者の方には試験を実施して規格基準に適合しているかを確認してから販売、  
または配布することをお勧めしています。

試験は、材質ごと、色ごとで確認することとなっており、同じ 3D プリンター、同じ  
材料で出力されたものでも、青い皿と赤い皿は別々に試験が必要ということになり  
ます。

対象のアイテムや樹脂の種類によって検査に必要な数量や費用が変わってきます。  
検査をお考えの際は一度下記までお問い合わせください。



お問合せ先  
一般財団法人 日本文化用品安全試験所（ブンカケン）  
東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516  
<http://www.mgsl.or.jp/>  
E-Mail:info@mgsl.or.jp